

諮問庁：日本年金機構

諮問日：令和4年8月24日（令和4年（独情）諮問第56号）

答申日：令和5年12月18日（令和5年度（独情）答申第86号）

事件名：障害年金センター障害認定審査委員会の議事録の不開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書23（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月25日付け年機構発第23号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料については省略）。

（1）法の目的

法は、第1条において、「国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と定めている。

（2）不開示理由

処分通知には不開示理由として以下の2点の記載がある。

- ① 障害認定審査委員会においては、会議の概要（会議録）を作成することとしていますが、個別の事案が対象となるため、当該会議録に含まれる記述により特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあります。（法5条1号）
- ② 会議録を公にすることにより、会議録に記載された個別の事案に係る認定結果が、他の事案においても一様に、同等の認定結果に

なるかのような誤認を招くおそれがあり、障害認定審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある（法5条3号）ため、対象の法人文書は不開示とします。

（3）開示すべき理由

ア 障害認定審査委員会の設置趣旨

2018年5月に新聞報道により明らかとなった、20歳前初診の障害基礎年金受給者1010人に支給停止が予告された問題は、認定医の変更がその原因であった。障害基礎年金については、2017年3月までは各都道府県に置かれた機構事務センターが委託した認定医が障害の程度（等級）を認定していたものが、2017年4月からは東京に新たに置かれた障害年金センターが委託した認定医が認定をすることになったことで、ほとんどのケースで障害の程度を認定する認定医が変更となった。これにより、これまでと同様の診断書を提出したにもかかわらず、2級非該当（支給停止相当）と判断されたケースが1000件以上生じたのである。

つまり、統一した障害年金認定基準に基づいて、障害の程度を認定した場合であっても、認定医によって、2級と判断されたり、2級非該当と判断されたりケースが多々あるということが、白日の下にさらされたのである。

これについて国会でも審議がなされ、厚労省は、基本的に認定医変更前に2級と認定された同様の診断書については支給停止にしないという取り扱いとすることを表明し、これにより、1010人のうち2018年に診断書の提出を求めて診断書を提出した954人のうち、823人（86%）が認定医変更前と同様の診断書が提出されたとして、支給が継続されることになった。それとともに障害認定における「公正性の確保のための取組」として、複数の認定医による審査とともに、「認定医の医学的な総合判断を特に要する事例については、障害の分野別に認定医による会議を開催し、当該事例について検討し、認定事例の共有を図るとともに、認定医間の審査基準に対する認識の統一を図ること」が示された。この会議が、障害認定審査委員会である。

つまり、障害年金が支給されるべき障害程度か否かという認定の公正性を担保するために設置されたのが同委員会ということになる。

同様の診断書に対する認定（障害年金が支給されるか否か）が認定医が誰に当たるかによって決定付けられてしまい、同様の診断書でも障害年金が受給できる人とできない人が生じているという障害年

金の認定の不公正を正し、認定の公正性を担保するために、いかなる議論がなされているのかについて主権者たる国民は知る権利があり、「独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」という上記（１）の法目的からすれば、開示されるべき情報にほかならない。

イ 不開示理由①に対して

不開示理由①のうち、「特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」という点については、そのように部分だけを不開示（マスキング）すれば済むことである。

「個別の事案が対象となるため」ともしている点については、障害年金に関する行政争訟の結果である、社会保険審査官による決定書、社会保険審査会による裁決書および裁判所による判決は個別事案についてのものであるものの、特定の個人を識別することができる情報についてはマスキングされて、開示または公開され、そのことが障害年金認定の公正性および標準化に寄与していることからすれば、個人が識別できる情報以外の部分は開示され、障害年金の認定が公正に行われているか否かを、主権者たる国民が判断し、その議論が、憲法、国民年金法および厚生年金保険法の規定に則り、適正に行われているかを検証できるようにすべきである。

なお、そもそも、障害のあるものの生存権保障の中核を担う、障害により稼得活動が制限された場合に喪失した所得を保障する障害年金という制度趣旨からすれば、どのような場合に障害年金が受給でき、どのような場合に受給できないのかに直結する本件の情報は法5条1号が除外している「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると判断されるべきであり、その点からもそもそも法5条1号を理由とした全面不開示は取り消されるべきである。

ウ 不開示理由②に対して

法5条3号の「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」による不開示は、1条に掲げられた法目的や5条1号の除外規定との比較衡量のうえで、慎重に判断されるべきものである。そうでないと、同号を根拠に審議、検討および協議に関する情報のすべてが非開示とされてしまい、国民は公

正に独立法人が活動しているか否かを知ることも検証することもできなくなってしまう。

この点も上記イで述べたとおり、①社会保険審査官による決定書、社会保険審査会による裁決書および裁判所による判決は個別事案についてのものであるものの、特定の個人を識別することができる情報についてはマスキングされて、開示または公開され、そのことが障害年金認定の公正性および標準化に寄与していること、②障害のあるものの生存権保障の中核を担う、障害により稼得活動が制限された場合に喪失した所得を保障する障害年金という制度趣旨からすれば、本件の情報は法5条1号が除外している「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると判断されるべきであることにより、この法5条3号は全面不開示の理由とされるべきではない。

(4) 結論

上記(3)により、本件処分は取り消され、同議事録は開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経過

ア 開示請求（令和4年1月26日受付）

機構に対して、「障害年金センター障害認定審査委員会の議事録全て」に係る法人文書の開示請求がされた。

イ 原処分（令和4年2月25日）

以下の理由により、不開示決定とする。

理由：障害認定審査委員会においては、会議の概要（会議録）を作成することとしているが、個別の事案が対象となるため、当該会議録に含まれる記述により、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある（法5条1号）。また、会議録を公にすることにより、会議録に記載された個別事案に係る認定結果が、他の事案においても一様に、同等の認定結果になるかのような誤認を招くおそれがあり、障害認定審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある（法5条3号）。

ウ 審査請求（令和4年5月26日受付）

令和4年2月25日付法人文書不開示決定処分（年機構発第23

号)を不服として審査請求を提起。

(2) 諮問庁としての見解

ア 審査請求人の主張

審査請求人は次のとおり、不開示とされたことに対して不服を申し立てている。

(ア) 障害認定審査委員会は、障害年金が支給されるべき障害程度か否かという認定の公正性を担保するために設置されたものである。障害年金の認定の不公正を正し、認定の公正性を担保するために、いかなる議論がなされているのかについて主権者たる国民は知る権利があり、開示するべきである。

(イ) 法5条1号による不開示に対して

特定の個人を識別することができる等の点については、その部分だけを不開示に(マスクング)すれば済むことである。また、社会保険審査会による裁決書および裁判所による判決は個別事案についてのものであるものの、マスクングされて、開示または公開され、そのことが障害年金認定の公正性および標準化に寄与していることからすれば、個人が識別することができる情報以外の部分は開示され、障害年金の認定が公正に行われているか否かを、主権者たる国民が判断し、その議論が適正に行われているかを検証できるようにすべきである。

なお、障害年金がどのような場合に支給でき、どのような場合に支給できないのかに直結する本件の情報は法5条1号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると判断されるべきであり、全面不開示は取り消されるべきである。

(ウ) 法5条3号による不開示に対して

法5条3号による不開示は法1条に掲げられた法目的や法5条1号の除外規定との比較衡量のうえで、慎重に判断されるべきものである。よって、法5条1号ロに該当すると判断されるべきであり、法5条3号による全面不開示の理由とされるべきではない。

イ 不開示決定とすることが妥当である理由

(ア) 法5条1号の該当性

障害認定審査委員会は、障害年金の決定等に際し適正な障害認定を確保するために、「複数の障害認定医による障害の程度に係る審査の結果、意見が異なる事案」や「慎重な判断が求められる事案」について、診断書や病歴・就労状況等申立書等により個別に医学的判断を行っており、具体的な審査については、障害認定審査委員会設置要領(以下「設置要領」という。)において非公開で開催する

こととしている。

障害認定審査委員会の対象については、希少難病などの「慎重な判断が求められる事案」も含まれるため、障害認定審査委員会の会議録を開示することにより、年金請求者等が知り得ないところで、個別の病名や病状、検査成績、生活状況等に関する記述や委員の発言内容により個人の特定が可能となるおそれがある。

このため、障害認定審査委員会の会議録については、法5条1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことから、不開示情報に該当するものである。

なお、障害認定審査委員会の会議録については、障害年金の個別の事案の障害認定に関するものであるため、人の生命・健康等を保護するために公にすることが必要な情報とは認められず、法5条1号ただし書きロに該当しない。

(イ) 法5条3号の該当性

障害認定審査委員会は、障害認定にあたり慎重な判断が求められる際に個別に医学的判断を行うものであるため、設置要領において非公開で開催することとしている。仮に、会議録が逐一公開されることとなった場合、委員が公表を意識することにより、その後の障害認定審査委員会において、形式的な議論しか展開されず、率直な意見交換がなされないことにより、適正な審査を行う場が失われてしまうこととなる。また、障害認定審査委員会における個別の事案に関する議論が、他の事案においても同等の認定結果になるかのような誤解を与えることとなり、国民の混乱を招くおそれが生じる。

これにより、法5条3号に規定する「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため不開示決定とすることは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

(1) 趣旨

理由説明書において、令和4年1月26日受付の審査請求人による法人文書開示請求に対し、令和4年2月25日付けで処分庁が行った不開

示決定（原処分）について、法5条1号及び3号の該当性から、不開示決定とすることが妥当である理由の説明を行ったところである。

諮問書提出後、改めて原処分にかかる法の該当性について検討した結果、原処分が妥当である理由について、次のとおり理由説明書を補充することとしたものである。

(2) 「不開示決定とすることが妥当である理由」についての補充

ア 障害認定審査委員会は、障害年金の決定等に際し適正な障害認定を確保するために、慎重な判断が求められる事案等について、個別に医学的な判断を行うものである。同委員会の会議録が公表されることにより、個別の事案にかかる議論の内容や審査結果が、あたかも他の事案においても同等の判断を行うかのように誤解され、その議論の内容や審査結果を潜脱した不適切な請求に繋がるなど、障害年金の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、障害年金の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすことから、法5条4号「法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められる。

イ 障害認定審査委員会の会議録のうち、外部公表していない電話番号については、緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、法5条4号「法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められる。

(3) 結論

理由説明書及び上記(2)の補充理由のとおり、原処分は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月15日 審議
- ④ 令和5年7月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年11月27日 委員の交代に伴う所要の手段の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、上記第3の2のとおり、不開示理由として法5条4号柱書きを追加

した上で、原処分は妥当であるとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示とすべき部分について

ア 障害認定医の氏名等について

障害認定審査委員会に出席した障害認定医である審査委員の姓及び印影並びに等級認定を行った障害認定医の氏名は、いずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、下記(ア)及び(イ)の理由から同号ただし書イに該当するものとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ア)「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。)では、「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当し、公にするものとされている。

しかしながら、障害認定医は、機構が業務委託契約している医師であり、その身分について特段の規定はなく、公務員とは認められないことから、その氏名については、申合せは適用されない。

(イ)障害認定医の氏名については、法令の規定、官報や機構のウェブサイト上で公表している事実は認められない。

また、法6条2項の部分開示について検討すると、障害認定医の氏名(姓)は、個人識別部分であり部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の通番1, 6, 10, 15, 17, 20, 24, 26, 29, 31, 34, 36, 39, 41, 44, 46, 49, 51, 54, 56, 59, 61, 64, 66, 69, 71, 74, 76, 79, 81, 84, 86, 89, 91, 94及び98のうち各表題を除く部分について

(ア)当該部分には、事案ごとに個別に医学的な判断がされた内容が記載されていることが認められる。

(イ)諮問庁は、上記第3の1(2)イ(ア)において、障害認定審査委員会は、障害年金の決定等に際し適正な障害認定を確保するために、「複数の障害認定医による障害の程度に係る審査の結果、意見

が異なる事案」や「慎重な判断が求められる事案」について、診断書や病歴・就労状況等申立書等により個別に医学的判断を行っており、具体的な審査については、設置要領において非公開で開催することとしている旨説明する。

その上で、諮問庁は、上記第3の2（2）アにおいて、障害認定審査委員会の会議録を公にすると、個別の事案に係る議論の内容や審査結果が、あたかも他の事案においても同等の判断を行うかのように誤解され、その議論の内容や審査結果を潜脱した不適切な請求につながるなど、障害年金の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

- (ウ) 当審査会において、諮問書に添付された設置要領を確認したところ、障害認定審査委員会は非公開とされていることが認められる。
- (エ) 以上を踏まえて検討すると、当該部分は、医師としての知識及び所見と密接不可分な内容であると認められ、これらを公にした場合に、上記（イ）のような機構の行う障害年金給付に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。
- (オ) したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の通番5，9，13，19，23，28，33，38，43，48，53，58，63，68，73，78，83，88，93及び97のうち各表題を除く部分について

当該部分には、氏名等特定の個人を識別することができる情報は含まれていないものの、特定の個人の疾病の発生状況及び障害認定医による等級の認定状況等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、他の情報と照合することにより、疾病が発生した者の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき内容等が判明することとなることから、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 文書23に記載された電話番号について

補充理由説明書（上記第3の2（2）イ）によると、当該部分は一般に公にされていない情報とのことであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあると認められることから、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は、否定し難い。

そうすると、当該部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 開示すべき部分について

ア 機構の職員の氏名（姓）及び職名について

機構の職員の氏名（姓）及び職名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、機構の職員の氏名（姓）については、申合せに準じた取扱いをしていると説明することから、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

さらに、これを公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、若しくは特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ又は障害年金の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 傷病名について

当該部分は、これを公にすると、疾病が発生した者の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき内容等が判明することとなることから、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

しかしながら、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、傷病名は公表慣行があると説明することから、法5条1

号ただし書イに該当するものと認められる。

さらに、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分について

当該部分は、障害認定審査委員会の会議録又は議事次第のうち、同委員会の議事の進行等を内容とする部分及び同委員会における役割等を示す部分、同委員会の審査結果に関する決裁文書表紙の一部並びに審査結果一覧表等の表の一部にすぎず、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当しない。

また、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、3号及び4号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の2欄に掲げる部分は、同条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙 本件対象文書

- 文書1 令和元年度 第1回 障害認定審査委員会会議録
文書2 令和元年度 第2回 障害認定審査委員会会議録
文書3 第3回 障害認定審査委員会の審査結果について（伺い）（新型コロナウイルス感染拡大防止により持ち回り開催）
文書4 第3回 障害認定審査委員会の審査結果について（伺い）（新型コロナウイルス感染拡大防止により持ち回り開催）
文書5 令和2年度 第1回 障害認定審査委員会の審査結果について（伺い）（新型コロナウイルス感染拡大防止により持ち回り開催）
文書6 令和2年度 第2回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書7 令和2年度 第3回 障害認定審査委員会 内部障害部会の審査結果について（伺い）
文書8 令和2年度 第4回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書9 令和2年度 第5回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書10 令和2年度 第6回 障害認定審査委員会 内部障害部会 会議録
文書11 令和2年度 第7回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書12 令和2年度 第8回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書13 令和2年度 第9回 障害認定審査委員会 外部障害部会 会議録
文書14 令和2年度 第10回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書15 令和2年度 第11回 障害認定審査委員会 外部障害部会 会議録
文書16 令和3年度 第1回 障害認定審査委員会 外部障害部会 会議録
文書17 令和3年度 第1回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書18 令和3年度 第2回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書19 令和3年度 第2回 障害認定審査委員会 外部障害部会 会議録
文書20 令和3年度 第3回 障害認定審査委員会 外部障害部会 会議録
文書21 令和3年度 第3回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書22 令和3年度 第4回 障害認定審査委員会 精神障害部会 会議録
文書23 令和3年度 第4回 障害認定審査委員会 外部障害部会の審査結果について（持回り開催）

別表

| 本件対象 文書 | | 通番 | 1 欄等の名称 | 2 開示すべき部分 |
|------------|------------|----|---|---------------------------|
| 文書 | 枚目 | | | |
| 1 及 び 2 | 1 な | 1 | 会議内容 | 各表題 |
| | いし 5 | 2 | 通番 1 を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| 3 | 1 及 び 2 | 3 | 全て | 障害認定医である審査委員の姓及び印影を除く部分 |
| | 3 及 び 4 | 4 | 「認定医 A」欄及び「認定医 B」欄 | 各表題 |
| | | 5 | 「等級目安」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄，「一致／不一致」欄及び「フィードバック結果」欄 | 各表題 |
| | | 6 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 7 | 通番 4 ないし通番 6 を除く部分 | 全て |
| 4 | 1 及 び 2 | 8 | 全て | 障害認定医である審査委員の姓及び印影を除く部分 |
| | 3 及 び 4 | 9 | 「性別年齢」欄，「認定医 A（初回）」欄及び「認定医 B（2回目）」欄 | 各表題 |
| | | 10 | 「審査委員会の審査結果」欄 | 各表題 |
| | | 11 | 通番 9 及び通番 10 を除く部分 | 全て |
| 5 | 1 及 び 2 | 12 | 全て | 障害認定医である審査委員の姓及び印影を除く部分 |

| | | | | |
|---|-------------|--------|---|---------------------------|
| | 3 ないし 5 | 1 3 | 「傷病名」欄の右隣の欄，「等級目安」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄，「フィードバック結果」欄，「一致／不一致」欄及び「リトライ結果」欄 | 各表題 |
| | | 1 4 | 「認定医 A」欄及び「認定医 B」欄 | 各表題 |
| | | 1 5 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 1 6 | 通番 1 3 ないし通番 1 5 を除く部分 | 全て |
| 6 | 1 ないし 1 1 | 1 7 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 1 8 | 通番 1 7 を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 1 2 ないし 1 5 | 1 9 | 「概要」欄，「等級目安」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2 回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 2 0 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 2 1 | 通番 1 9 及び通番 2 0 を除く部分 | 全て |
| | 7 | 1 及び 2 | 2 2 | 全て |
| 3 | | 2 3 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2 回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 2 4 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |

| | | | | |
|----|---------|-----------------|--|---------------------------|
| | | 25 | 通番23及び通番24を除く部分 | 全て |
| 8 | 1ないし13 | 26 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 27 | 通番26を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 14ないし17 | 28 | 「概要」欄、「等級目安」欄、「認定結果」欄、「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 29 | 審査委員の意見等、「審査結果」欄及び「審査結果（2.6.25開催）」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 30 | 通番28及び通番29を除く部分 | 全て | |
| 9 | 1ないし9 | 31 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 32 | 通番31を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 10ないし12 | 33 | 「概要」欄、「等級目安」欄、「認定結果」欄、「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 34 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 35 | 通番33及び通番34を除く部分 | 全て | |
| 10 | 1及び2 | 36 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 37 | 通番36を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |

| | | | | |
|----|-------|----|--|---------------------------|
| | 3 | 38 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 39 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 40 | 通番38及び通番39を除く部分 | 全て |
| 11 | 1ないし7 | 41 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 42 | 通番41を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 8及び9 | 43 | 「概要」欄，「等級目安」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 44 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 45 | 通番43及び通番44を除く部分 | 全て |
| 12 | 1ないし4 | 46 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 47 | 通番46を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 5 | 48 | 「概要」欄，「等級目安」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 49 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 50 | 通番48及び通番49を除く部分 | 全て |

| | | | | |
|----|-------|-----------------|--|---------------------------|
| 13 | 1ないし4 | 51 | 会議内容 | 表題 |
| | | 52 | 通番51を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 5 | 53 | 「概要」欄、「認定結果」欄、「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・」欄 | 各表題 |
| | | 54 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 55 | 通番53及び通番54を除く部分 | 全て | |
| 14 | 1ないし5 | 56 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 57 | 通番56を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 6 | 58 | 「概要」欄、「等級目安」欄、「認定結果」欄、「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 59 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 60 | 通番58及び通番59を除く部分 | 全て | |
| 15 | 1ないし5 | 61 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 62 | 通番61を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 6 | 63 | 「概要」欄、「認定結果」欄、「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |

| | | | | |
|-----|----------------|---------------------------|--|-----------------------------------|
| | | 6 4 | 審査委員の意見等及び「専門 医意見（認定結果）」欄 | 各表題のうち障害認 定医である審査委員 の姓を除く部分 |
| | | 6 5 | 通番 6 3 及び通番 6 4 を除く 部分 | 全て |
| 1 6 | 1 な いし 4 | 6 6 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 6 7 | 通番 6 6 を除く部分 | 障害認定医である審 査委員の姓を除く部 分 |
| | 5 | 6 8 | 「概要」欄，「認定結果」 欄，「認定理由」欄及び「2 回目の障害認定を依頼した理 由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 6 9 | 審査委員の意見等及び「審査 結果」欄 | 各表題のうち障害認 定医である審査委員 の姓を除く部分 |
| | 7 0 | 通番 6 8 及び通番 6 9 を除く 部分 | 全て | |
| 1 7 | 1 な いし 5 | 7 1 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 7 2 | 通番 7 1 を除く部分 | 障害認定医である審 査委員の姓を除く部 分 |
| | 6 | 7 3 | 「概要」欄，「認定結果」 欄，「認定理由」欄及び「2 回目の障害認定を依頼した理 由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 7 4 | 審査委員の意見等及び「審査 結果」欄 | 各表題のうち障害認 定医である審査委員 の姓を除く部分 |
| | 7 5 | 通番 7 3 及び通番 7 4 を除く 部分 | 全て | |
| 1 8 | 1 な いし 3 | 7 6 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 7 7 | 通番 7 6 を除く部分 | 障害認定医である審 査委員の姓を除く部 分 |

| | | | | |
|--------|-------|-------|--|---------------------------|
| | 4 | 78 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 79 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 80 | 通番78及び通番79を除く部分 | 全て |
| 19及び20 | 1ないし4 | 81 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 82 | 通番81を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 5 | 83 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 84 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 85 | 通番83及び通番84を除く部分 | 全て |
| | 21 | 1ないし3 | 86 | 会議内容 |
| 87 | | | 通番86を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| 4 | | 88 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 89 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | | 90 | 通番88及び通番89を除く部分 | 全て |

| | | | | |
|-----|----------------|-----------------------|---|----------------------------|
| 2 2 | 1 な いし 3 | 9 1 | 会議内容 | 各表題 |
| | | 9 2 | 通番 9 1 を除く部分 | 障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 4 | 9 3 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2 回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 9 4 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 9 5 | 通番 9 3 及び通番 9 4 を除く部分 | 全て | |
| 2 3 | 1 及び 2 | 9 6 | 全て | 電話番号及び障害認定医である審査委員の印影を除く部分 |
| | 3 | 9 7 | 「概要」欄，「認定結果」欄，「認定理由」欄及び「2 回目の障害認定を依頼した理由・論点」欄 | 各表題 |
| | | 9 8 | 審査委員の意見等及び「審査結果」欄 | 各表題のうち障害認定医である審査委員の姓を除く部分 |
| | 9 9 | 通番 9 7 及び通番 9 8 を除く部分 | 全て | |